

平成29年4月12日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官

平成28年(行コ)第13号 政務調査費返還請求控訴事件 (原審・金沢地方裁判所
平成27年(行ウ)第6号)

口頭弁論終結日 平成29年2月27日

判 決

金沢市

1 審 原 告

金沢市広坂1丁目1番1号

1 審 被 告

同 訴 訟 代 理 人 弁 護 士

金 沢 市 長 山 野 之 義

向 峠 仁 志

金沢市

1 審 被 告 補 助 参 加 人

同 訴 訟 代 理 人 弁 護 士

田 中 展 郎

山 村 三 信

金沢市

1 審 被 告 補 助 参 加 人

同 訴 訟 代 理 人 弁 護 士

同

木 下 和 吉

堀 口 康 純

犬 塚 雅 文

金沢市

1 審 被 告 補 助 参 加 人

主

粟 森 慨

文

- 1 1 審被告の控訴に基づき、原判決主文1項を取り消す。
- 2 上記取消部分に係る1 審原告の請求を棄却する。
- 3 1 審原告の控訴及び1 審被告のその余の控訴をいずれも棄却する。
- 4 訴訟費用 (参加によって生じた費用を除く。) は、第1, 2 審を通じてこれを20分し、その1を1 審被告の負担とし、その余を1 審原告の負担とし、1 審被告補助参加人田中展郎及び同木下和吉の補助参加によって生じた費用は、

第1, 2審を通じて、いずれも1審原告の負担とし、1審被告補助参加人粟森慨の補助参加によって生じた費用は、第1, 2審を通じてこれを6分し、その1を同参加人の負担とし、その余を1審原告の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 控訴の趣旨

1 1審原告

原判決を次のとおり変更する。

1審被告は、田中展郎に対し60万2921円、松村理治に対し50万3670円、小阪栄進に対し49万8463円、木下和吉に対し38万3800円、野本正人に対し35万4000円、粟森慨に対し27万7328円、福田太郎に対し15万5537円、高岩勝人に対し5万9972円、清水邦彦に対し2万5000円及びこれら（ただし、福田太郎については上記15万5537円のうち12万3276円）に対する平成26年5月1日から支払済みまで年5分の割合による金員をそれぞれ支払うよう請求せよ。

2 1審被告

- (1) 原判決中、1審被告敗訴部分を取り消す。
- (2) 上記取消部分に係る1審原告の請求をいずれも棄却する。

第2 事実関係

1 事案の概要

- (1) 本件は、金沢市の住民である1審原告が、上記第1の1記載の田中展郎ら9名の金沢市議会議員（以下、補助参加人を含めて、「田中議員」などと呼称し、併せて「本件各議員」という。）は、それぞれ平成25年度に交付を受けた政務活動費について、金沢市議会政務活動費の交付に関する条例所定の用途基準に反する違法な支出をしたため、同市に対して違法支出に係る金額に相当する金員を不当利得として返還すべきであるところ、1審被告がその請求を怠っていると主張して、1審被告に対し、地方自治法242条の2

第1項4号本文に基づき、上記第1の1記載の各金額及びこれらに対する履行期限の翌日である平成26年5月1日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金又は法定利息の支払を本件各議員にそれぞれ請求することを求めた事案である。

- (2) 原審は、1審原告が問題とした各支出について、一部が用途基準に適合しないから違法であるとし、また、返還されるべき政務活動費の支払期限は到来していないから遅延損害金等は発生していないと判断した上で、1審被告に対し、それぞれ不当利得として、32万2507円の支払を木下議員に請求すること、8万2893円の支払を野本議員に請求すること、4万7830円の支払を粟森議員に請求することを求める限度で、1審原告の本件請求を認容し、その余をいずれも棄却した。

この原判決に対し、1審原告及び1審被告がそれぞれ敗訴部分の取消し等を求めて控訴した。

2 関係法令等の定め及び前提事実

本件の関係法令等の定め及び前提事実は、原判決「事実及び理由」欄の第2の2及び3に記載されたとおりであるから、これを引用する。

3 争点及び当事者の主張

本件の争点及び当事者の主張は、次のとおり補正するほかは、原判決「事実及び理由」欄の第3に記載されたとおりであるから、これを引用する。

- (1) 原判決11頁6行目末尾の次に「田中議員の後援会及び同議員が代表者を務める政党支部の平成25年分及び平成26年分の収支報告書によれば、同議員の自宅が主たる事務所とされるとともに、「収入総額」、「支出総額」及び「翌年への繰越額」がいずれも0円と記載されており、同議員の自宅の後援会事務所は実際には機能していなかったことが認められるから、自宅とは別の自ら所有する建物（金沢市法光寺町248）を政務活動専用の事務所としていたものではなく、その事務所費の全額を政務活動費から支出するこ

とは許されない。」を加える。

- (2) 原判決 1 1 頁 1 2 行目の次に、以下を加える。

「そもそも政務活動事務所が政治団体の活動にも利用されることが通常であるとはいえないし、上記事務所において政務活動以外の政治活動等が行われたことを一般的・外形的に推認させる具体的事情がないのに、政務活動事務所が政治団体事務所を兼ねていることを前提として按分率を設定すべきではなく、このことは、他の議員についても同様である。」

- (3) 原判決 1 2 頁 1 0 行目末尾の次に「松村議員の後援団体の平成 2 5 年分及び平成 2 6 年分の収支報告書によれば、同議員の自宅が主たる事務所とされるとともに、後援団体から人件費の支出はなく、事務担当者は同議員が政務活動費から人件費を支出している高畠ちづ江（以下「高畠」という。）と記載されていることなどからすれば、同議員は高畠に後援会活動をさせていたことが認められ、かつ、同議員が自宅に後援会事務所を設置していたとは認められないから、自宅とは別の所に同議員の事務所があったとしても、そこは政務活動機能に特化した事務所ではない。」を、同 1 3 頁 1 行目末尾の次に「上記のとおり、高畠が後援会活動をしていたことは明らかであり、政務活動を補助する職員として雇用されていたとは認められない。」をそれぞれ加える。

- (4) 原判決 1 3 頁 1 6 行目末尾の次に「小阪議員の後援会の平成 2 5 年分及び平成 2 6 年分の収支報告書の記載によれば、同議員の自宅以外にあるとされる後援会の主たる事務所は実際には機能していなかったのであり、小阪議員は自宅の事務所を後援会活動のためにも使用していたことが認められる。そうであれば、同事務所は「政務活動事務所＋政治団体事務所＋住居等」に当たり、事務所費と同様、政務活動費から支出できる人件費は 3 分の 1 に限られる。」を加える。

- (5) 原判決15頁13行目の「人件費のうち」の次に「，事務所費と同様，」を，同23行目から24行目にかけての「支出したのであり，」の次に「自宅に政務活動事務所を設置したからといって，人件費を支出した事務員が議員の私的活動に従事することは通常考えられないから，」をそれぞれ加える。
- (6) 原判決16頁10行目の「人件費のうち」の次に「，事務所費と同様，」を加える。
- (7) 原判決17頁2行目の「認められない。」を「認められないし，平成25年度政務活動費出納簿に自己資金の収入期日を記載しておらず，交付されていない自己資金による政務活動経費の支出は存在しないものというべきである。」に改める。
- (8) 原判決17頁18行目の「前払いされていることから，」を「前金払いとされており，本件各議員は条例で規定された経費以外の経費を政務活動費で充当できないことを知っていたにもかかわらず，これを政務活動費であるとして増額記載した収支報告書を提出しているのであるから，」に改める。

第3 当裁判所の判断

当裁判所は，1審原告の本件請求について，1審被告に対し，野本議員に8万2893円を，栗森議員に4万7830円をそれぞれ支払うよう請求することを求める限度で理由があるから，これらを認容し，その余をいずれも棄却すべきであると判断する。その理由は，次のとおり補正するほかは，原判決「事実及び理由」欄の第4の1ないし9に記載されたとおりであるから，これを引用する。

- 1 原判決23頁5行目の「反証がされているといえる。」の次に「なお，証拠（甲51ないし54）によれば，田中議員の後援会及び同議員が代表者を務める政党支部の平成25年分及び平成26年分の収支報告書上，本件田中後援会事務所が主たる事務所の所在地として記載されるとともに，「収入総額」，「支出総額」及び「翌年への繰越額」がいずれも0円と記載されていることが認められるが，そうであるからといって，本件田中後援会事務所が後援会活動

等を行う事務所として機能していなかったと即断することはできず、ましてや本件田中事務所において同議員の後援会活動が行われていたとは認められないから、上記の点を理由に1審被告の側からの反証がされていないとはいえない。」を加える。

- 2 原判決25頁12行目の「松村議員は、」の次に「自宅（金沢市長田本町ト86-3）とは別に、」を加え、同17行目の「自宅」から19行目末尾までを「後援会事務所を設置せず、後援会活動は自宅で行ったり、必要に応じてホテルを借りて行っていた。」に改める。
- 3 原判決25頁24行目の「本件松村事務所とは」から26行目の「行われていた」までを「後援会活動は、本件松村事務所とは別に自宅等で行っており、政務活動以外の選挙活動等が本件松村事務所以外の場所において行われていた」に改め、同26頁3行目の「いえる。」の次に「なお、証拠（甲55、56）によれば、松村議員が後記のとおり人件費のうち2分の1を政務活動費から支出した高島は、同議員の後援団体の事務担当者でもあることが認められるものの、このことは上記説示を左右しない。また、本件松村事務所の賃貸住宅契約書（乙8）は、定型の契約書を利用しつつ、その一部（24条）を契約の目的に合致するように加筆訂正したことが容易に看取できるから、特に問題とするに当たらず、他にこれが政務活動事務所として賃借されたことについて疑念を抱かせるような事情は認められない。」を加える。
- 4 原判決27頁3行目から4行目にかけての「本件松村事務所とは別に本件松村後援会事務所を設置しており、」を「後援会活動は本件松村事務所とは別に自宅等で行っており、」に改める。
- 5 原判決29頁17行目末尾の次に「なお、証拠（甲57、58）によれば、小阪議員の後援会の平成25年分及び平成26年分の収支報告書上、本件小阪事務所や本件小阪後援会事務所とは別の事務所が主たる事務所の所在地として記載されるとともに、「本年の収入額」及び「支出総額」がいずれも0

円と記載されていることが認められるが、そうであるからといって、本件小阪事務所において同議員の後援会活動が行われていたとは認められないから、上記の点を理由に1審被告の側からの反証がされていないとはいえない。」を加える。

- 6 原判決30頁6行目の「1階」を「1階B室」に改め、同17行目の「しかし、」から31頁7行目末尾までを次のとおり改める。

「そして、証拠（丙3ないし7）によれば、木下ビルの1階には3部屋があつて、これらは壁で仕切られ、玄関は別々であり、それぞれ利用上独立した構造を有していること、木下議員は、そのうちの1室（1階B室）を後援会活動とは別に政務活動を行う事務所として賃借していたことが認められ、同議員及び林が、林はこの事務所において政務活動の補助業務のみに従事していた旨供述していることからすると（丙1，2），林が政務活動の補助業務以外の業務に従事していない可能性を否定し得ないから、林に対する人件費を全額政務活動費から支出したことが本件用途基準に適合しないとはいえないことについては、1審被告の側から反証がされているといえる。

したがって、木下議員の人件費の支出が本件用途基準に適合しない違法なものであるということとはできない。」

- 7 原判決32頁22行目の「しかし、」を「そして、」に、同25行目から26行目にかけての「申請するものであつて、本件申請に対する問合せや各種連絡事項等の集約は、」を「申請するものであり、この証票は、公職選挙法上の公明かつ適正な選挙の実施の観点から、立札や看板の類の仕様を規制するとともに、後援会事務所や後援会の連絡事務所であることを周知するための立札等の掲示に当たって必要とされるものであつて、当該事務所で政務活動が行われているか否かの観点から交付申請がされるわけではなく、証書交付申請書に記載された事務所について、一般的には、そこが政務活動専用事

務所であっても、不自然とはいえない。しかし、本件申請書には「主たる事務所の所在地」として本件野本事務所が記載されており、野本議員の陳述（乙10, 11）も考え合わせれば、後援会事務所を常設していない同議員において、本件申請に対する問合せや各種連絡事項等の集約は本件野本事務所で行われていたと考えざるを得ず、少なくともその可能性を拭い去ることはできない。そうであってみれば、上記の活動は、」にそれぞれ改める。

8 原判決34頁6行目から7行目にかけての「しかし、」の次に「公職選挙法上の証票交付申請書に本件粟森事務所が政治活動のために使用する事務所であることを表示する立札等を掲示する事務所として記載されている点は措くとしても、」を加える。

9 原判決36頁4行目の「5、」を、同5行目の「木下議員の人件費38万3800円、」をそれぞれ削り、同6行目末尾の次に「なお、1審原告は、福田議員が平成25年度政務活動費出納簿において、会派共用費の返納額1万2678円を収入欄に計上したり、携帯電話1年分の料金13万0965円を支出欄に計上したこと（甲9, 68。なお、甲69によれば、携帯電話の料金は上記金額より多い28万5312円であったことが認められる。）を論難するが、何ら問題のない処理である。」を加える。

10 原判決36頁9行目から10行目にかけての「木下議員が183万7493円、」を、同13行目の「木下議員については、」から15行目の「32万2507円が、」までを、同19行目及び25行目の「木下議員、」をそれぞれ削る。

11 原判決37頁4行目の「木下議員、」を削る。

第4 結論

よって、1審被告の控訴に基づき原判決の主文1項を取り消して、同取消部分に係る1審原告の請求を棄却し、1審原告の控訴及び1審被告のその余の控訴をいずれも棄却することとして、主文のとおり判決する。

名古屋高等裁判所金沢支部第1部

裁判長裁判官 内 藤 正 之

裁判官 鳥 飼 晃 嗣

裁判官 大 野 博 隆

これは正本である。

平成29年4月12日

名古屋高等裁判所金沢支部第1部

裁判所書記官 七 浦 昌 子

